

(登録事業者の皆様へ)

令和3年12月17日

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券

「販売1月末・利用2月末まで延長」及び「臨時販売」のお知らせ

Go To Eat 北海道お食事券事業は、北海道の支援により、販売・利用期限を下記の通りそれぞれ延長しますので、ご連絡いたします。

記

1. 販売期限の延長

(現行) 年内の販売 令和3年12月24日(金)まで

(延長) 年明けの販売 令和4年1月11日(火)～1月31日(月)まで

※国の方針により、年末年始12月25日(土)～1月10日(月)の期間は販売を一時停止します。(販売一時停止期間も、お食事券は使えます)

2. 利用期限の延長

(現行) 令和4年1月31日(月)まで

(延長) 令和4年2月28日(月)まで

3. 換金スケジュールの追加日程

現行スケジュール

使用済食事券受付締日	12月21日(火)	振込日	1月4日(火)
	1月12日(水)		1月24日(月)

追加日程

使用済食事券受付締日	1月26日(水)	振込日	2月7日(月)
	2月8日(火)		2月18日(金)
	2月22日(火)		3月4日(金)
	3月9日(水)		3月22日(火)
最終回	3月23日(水)	消印有効	4月4日(月)

4. 臨時販売所の設置(期間限定)

お食事券の販売促進として、一部地域・期間限定で、臨時販売を行います。

12月18日・19日(土・日) 10:00～17:00

(札幌市) 札幌駅前通地下歩行空間10番出入口横

(小樽市) 長崎屋小樽店1階公共スペース

12月23日・24日(木・金) 16:00～19:00

(函館市) キラリス1階出入口付近

(帯広市) 藤丸百貨店1階西側入口

5. 登録店皆様へのご注意

- 登録飲食店による「食事券の大量買い」「利用実態のない換金請求」等は、調査対象となり、換金をお断りする場合があります。
(場合により、刑事告発される可能性もあります)
- 換金請求された食事券の番号は、全て利用店舗と紐付けされています。
(利用日が違って、不自然な量の連番食事券の利用が判明した場合は、調査対象となります)
- くれぐれも不正利用をされないようお願いいたします。

6. 北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証）の取得について

<行動制限緩和の具体的な内容（国発表）>

- ・緊急事態措置区域における第三者認証店では、酒類の提供を認め、営業時間については21時までとすることも可能とします。
- ・重点措置地域における第三者認証店では、酒類の提供を認め、21時までの営業時間の短縮又は特段の時間制限を設けず営業することも可能とします。
- ・上記以外の区域における第三者認証店では、感染拡大の傾向がみられる場合でも、酒類の提供を認め、特段の時間制限を設けず営業することも可能とします。

第三者認証店には、感染拡大状況下にあっても上記の制限緩和が適用されること等を国が定めています。第三者認証を取得していないと、感染拡大状況下では様々な制限を受けることを意味します。是非、北海道における第三者認証を取得してください。

【第三者認証制度に関するお問合せ先】

電話 0570-783-816 開設時間 9:00～18:00（平日）
道ホームページアドレス <https://do-safety.jp/>

【飲食事業者等感染防止対策補助金に関するお問合せ先】

電話 011-330-8299 開設時間 8:45～17:30
事務局ホームページアドレス <https://elearning.hokkaido.jp/>

7. 以下の「感染防止対策の徹底」は引き続き行って下さい。

- ・「新北海道スタイル」の実践、ステッカー等の店頭表示
- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」の取組実施
- ・換気設備の設置と徹底した換気
- ・換気設備の清掃等による空調、湿度管理
- ・他グループとの席間隔の確保又はパーティション設置
- ・同一グループ内アクリル板設置又は座席間隔確保
- ・取組内容の店頭表示

- ・ スタッフの健康管理、コロナ検査推奨、検温徹底
- ・ 発熱等の場合来店しないこと
- ・ 大声を控えること
- ・ 従業員の感染は速やかに保健所へ報告
- ・ 感染発生時の保健所の助言・指示等への協力
- ・ 農水省などが実施する抜き打ち調査への協力
- ・ 「コロナ通知システム」の登録、COCOAの使用呼びかけ
- ・ コロナ通知システムへの登録について、三角柱又はチラシ等で各テーブルに掲示
- ・ マスクなし来場者入店禁止のポスター（又はチラシ）の掲示
- ・ 黙食の徹底（短時間、深酒せず、会話はマスク）の呼び掛け（又はチラシの掲示）
- ・ 特に大人数の飲食の際は、より一層の感染対策をお願いします

8. お願い

**登録店の皆様におかれましては、お手数ですが店内に下記の貼り紙を掲示し、
テーブルには三角柱を設置してください。**

- ・ Go To Eat 食事券利用のお客さまへ
- ・ 三角柱「Go To Eat 食事券ご利用のお客さまへ」

Go To Eat 北海道お食事券ホームページ <https://gotoeat-hokkaido.jp/>

お問合せ先 Go To Eat お食事券 取扱店用お問合せセンター
TEL 011-351-8645



北海道商工会議所連合会

Go To Eat 食事券利用の お客様へ



農林水産省

**Go To Eat キャンペーン食事券は、
令和4年2月28日（月）まで
ご利用いただけます。**

～店内では、下記の遵守をお願いします～

- ・ 短時間のご利用
- ・ 大声を出さない
- ・ 咳エチケット
- ・ 発熱等の場合、マスクを着用されていない場合は、ご入店をお断りしております
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、コロナ通知システムへの登録
- ・ 当店が行う感染対策へのご協力
- ・ 深酒をしない
- ・ 会話時のマスク着用
- ・ 食事前の手洗い、消毒

Go To Eat 食事券ご利用のお客様へ



北海道商工会議所連合会

- 食事券のご利用は、二月二十八日まで
- 大人数の飲食の際は、より一層の感染対策にご協力ください。



農林水産省

- 利用条件は感染状況により変更される場合があります。
- 引き続き「短時間利用」「深酒をしない」「大声を出さない」「会話時のマスク着用」「飲食店が行う感染対策」にご協力ください。

～店内では、次の事項を遵守願います～

- ・ 短時間のご利用
- ・ 大声を出さない
- ・ 咳エチケット
- ・ 当店が行う感染対策への協力
- ・ 発熱等の場合、マスクを着用されていない場合は、ご来店をお断りします
- ・ 深酒をしない
- ・ 会話時のマスク着用
- ・ 食事前の手洗い、消毒
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、コロナ通知システムへの登録